

ご相談は
こちらまで

問 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

介護保険料減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難になった方に対する減免制度があります。

対象

①

●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第一号被保険者の方・・・介護保険料の一部を減額します。

- 保険料が一部減額される要件である、ア～イの2つを満たした場合に対象となります。
- ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- イ. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

新型コロナウイルス感染症の影響により

主たる生計維持者の事業収入等の
減少が見込まれる第一号被保険者

収入のいずれかが
前年に比べて
10分の3以上
減少する見込み

それ以外の
所得の合計が
400万円以下

減免の対象

対象

②

●新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者の方・・・介護保険料の全額を免除します。

新型コロナウイルス感染症により

生計維持者が死亡、または重篤な傷病を
負った第一号被保険者

介護保険料の
全額を免除

減免額の算定方法

●減免される金額は、収入が減少した割合ではなく、国が定める計算方法により算定します。計算方法の詳細は市ホームページに掲載しています。

※所得の未申告者がいると、減免判定することができませんのでご注意ください。

介護保険の減免についても、国民健康保険税と同様に申請が必要となります。詳しくは納入通知書と一緒にあらためてお知らせいたします。

新型コロナウイルス 感染症の影響による

ご相談は
こちらまで

問 税務課市税係 ☎62-1116

国民健康保険税減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難になった方に対する減免制度があります。

対象

①

●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方・・・保険税の一部を減額します。

- 保険税が一部減額される要件である、ア～ウの全てを満たした場合に対象となります。
- ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- イ. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ウ. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

新型コロナウイルス感染症の影響により

主たる生計維持者の収入減少が
見込まれる世帯

収入のいずれかが
前年に比べて
10分の3以上
減少する見込み

前年の
所得の合計が
1,000万円以下

それ以外の
所得の合計が
400万円以下

減免の対象

対象

②

●新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方・・・保険税の全額を免除します。

新型コロナウイルス感染症により

生計維持者が死亡、または重篤な傷病を
負った世帯

国民健康保険税の
全額を免除

減免額の算定方法

●減免される金額は、収入が減少した割合ではなく、国が定める計算方法により算定します。計算方法の詳細は市ホームページに掲載しています。

※所得の未申告者がいると、減免判定することができませんのでご注意ください。

減免を受ける場合は、国民健康保険税減免申請書とともに、令和2年の収入見込み額などを市役所に申請する必要があります。詳しくは、国民健康保険の被保険者の皆さまに納税通知書と一緒にあらためてお知らせいたします。